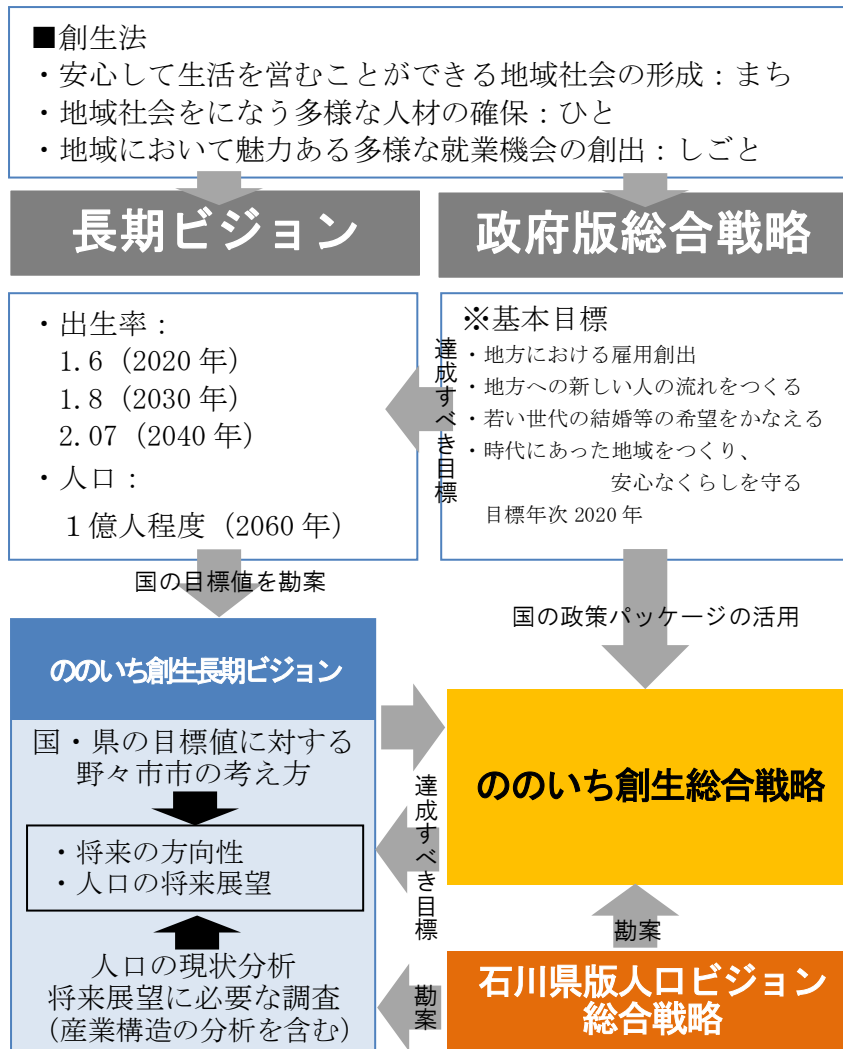


1. 地方創生法とのいち創生長期ビジョン及び総合戦略の関係



2. 計画の名称・内容・位置づけ

1) のいち創生長期ビジョン～(仮)市民との認識共有のために～

野々市市の人口の現状と将来推計、産業構造等を整理し、総合戦略策定のための基礎資料として策定するもの。

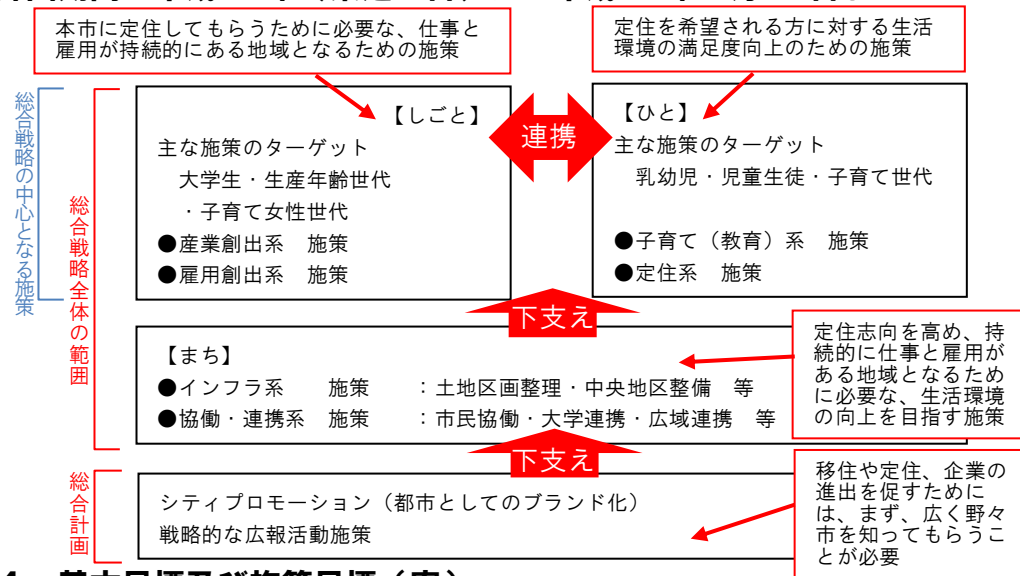
2) のいち創生総合戦略～(仮)選ばれる“まち”をめざして～

長期ビジョンを基礎資料として、本市の地方創生に資する目標及び施策を定めるもの。

なお、「野々市市第一次総合計画」は全分野を網羅する計画、「のいち創生総合戦略」は、特に「しごと」と「ひと」に資する施策に特化することとして住み分けを行う。

3. 施策の考え方の整理

計画期間 平成27年(策定の日)から平成32年3月31日まで



4. 基本目標及び施策目標(案)

【基本目標】

(仮)野々市市の将来の姿を展望し、地域経済の拡大と持続可能な人口構造を維持する。

【施策目標】

- しごとを創る ～産業・雇用～
- ひとの流れを創る ～子育て・定住～
- まちをつなぐ ひととつながる ～連携・交流～

5. 策定のプロセス

